

基 発 第 1 2 0 5 0 0 1 号
平 成 1 9 年 1 2 月 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

最低賃金法の一部を改正する法律について

最低賃金法の一部を改正する法律（平成19年法律第129号）については、本年3月13日に第166回国会に提出され、審議が重ねられてきたところであるが、第168回国会において一部修正の上11月28日に可決成立し、本日公布された。この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度が賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するようにすることが重要な課題となっている。

今回の最低賃金法（昭和34年法律第137号）の改正は、最低賃金制度について、そのような社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととしたものであり、その主たる内容は下記のとおりである。

この法律の施行のために必要な関係省令については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、制定することとしている。貴職におかれては、この法律の円滑な施行に万全を期すため、以上のことを十分御理解の上、所要の準備に努められたく、通達する。

記

1 最低賃金に係る総則

(1) 最低賃金額

最低賃金額は、時間によって定めるものとしたこと。（第3条関係）

(2) 最低賃金の減額の特例

使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該

最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を当該労働者に適用される最低賃金額とするものとしたこと。（第7条関係）

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの
- ④ 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

2 地域別最低賃金

(1) 地域別最低賃金の原則

- ① 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとしたこと。（第9条第1項関係）
- ② 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとしたこと。（第9条第2項関係）
- ③ ②の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとしたこと。（第9条第3項関係）

(2) 地域別最低賃金の決定

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならないものとしたこと。（第10条第1項関係）

(3) 地域別最低賃金の改正等

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならないものとしたこと。（第12条関係）

(4) 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法

律（昭和60年法律第88号）に規定する派遣中の労働者（3(2)において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとしたこと。（第13条関係）

3 特定最低賃金

(1) 特定最低賃金の決定等

① 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものとしたこと。（第15条第1項関係）

② 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、①の申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものとしたこと。（第15条第2項関係）

(2) 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあっては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとしたこと。（第18条関係）

4 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止するものとしたこと。（改正前の第11条から第13条まで、第15条及び第18条関係）

5 その他

(1) 最低賃金審議会の委員の任期

最低賃金審議会の委員の任期を二年とするものとしたこと。（第23条第2項関係）

(2) 監督機関に対する申告

- ① 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適切な措置をとるようを求めることができるものとしたこと。(第34条第1項関係)
- ② 使用者は、①の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとしたこと。(第34条第2項関係)
- (3) 船員に関する特例
船員に関する特例について所要の整備を行うものとしたこと。(第35条から第37条まで関係)
- (4) 罰則
 - ① 労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかった使用者は、50万円以下の罰金に処するものとしたこと。(第40条関係)
 - ② 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとしたこと。
 - ③ その他罰則について所要の整備を行うものとしたこと。
- (5) その他
その他所要の整備を行うものとしたこと。

6 附則

- (1) 施行期日
この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)
- (2) 経過措置等
 - ① この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後2年間は、なおその効力を有するものとしたこと。(附則第3条関係)
 - ② この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、3(1)による特定最低賃金とみなすものとしたこと。(附則第5条第1項関係)
 - ③ ①及び②のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとしたこと。
 - ④ 関係法律について所要の改正を行うものとしたこと。